

民生福祉常任委員会記録

平成27年3月24日

【開催日】 平成27年3月24日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時5分～午前11時48分

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	岩本信子
委員	小野泰	委員	三浦英統
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義		
----	------	--	--

【執行部出席者】

市民生活部長	川上賢誠	市民生活部次長兼環境課長	佐久間昌彦
環境課主幹	渡邊育学	環境課主査兼生活衛生係長	木村清次郎
環境施設整備室長	榎坂昌歳	環境施設整備室技監	中森達一
市民課長	岡原一恵	市民課住民係長	光井誠司

【事務局出席者】

庶務調査係長	島津克則
--------	------

【付議事項】

- 1 所管事務調査 新ごみ処理施設の管理運営委託について
- 2 所管事務調査 火葬場建設について
- 3 所管事務調査 個人番号カードについて
- 4 行政視察について
- 5 その他

午前10時5分 開会

- 1 所管事務調査 新ごみ処理施設の管理運営委託について

【議事の概要】

- ・ 運転管理については全て民間委託
- ・ 委託期間は瑕疵担保期間である平成30年3月31日まで
- ・ 指名競争入札により(株)日本管財環境サービスと契約を締結
- ・ 契約金額は4億824万円

【主な質疑】

下瀬俊夫委員長 入札の執行状況の資料は出せないか。

榎坂環境施設整備室長 ホームページに公表している事項なので配布する。

矢田松夫副委員長 契約期間を3年にした理由は何か。

榎坂環境施設整備室長 瑕疵担保期間が3年間であるため。その後の委託方式については今後検討したい。

岩本信子委員 3年間でふぐあいが生じた場合、誰が修繕費を出すのか。

榎坂環境施設整備室長 瑕疵担保期間の3年間はモニタリング調査を行う。ふぐあいが生じた場合、利害関係のない第三者のコンサルタント会社が設計によるものか、運転によるものか等を判断する。その判断により川崎技研が負担するか、市が負担するかを決めることになる。

三浦英統委員 日本管財環境サービスは川崎技研のノウハウを知っているか。川崎技研の製品を修理できるのか。

榎坂環境施設整備室長 新ごみ処理施設はストーカ方式で建設している。これは確立された方式なので、誰でも運転ができると認識している。また、モニターは川崎技研本社でも見られるようになっている。小さな修繕は日本管財が行うが、大きなものは川崎技研にしてもらうことになると思う。1月から3月末まで運転指導期間となっており、その期間運転すれば誰でも運転できると認識している。

矢田松夫副委員長 川崎技研と日本管財はどのような関係か。

榎坂環境施設整備室長 入札で日本管財が落札したので、プラント業者である川崎技研が1月から3月末まで、日本管財に運転を指導する関係である。

石田清廉委員 管理運営委託の入札にプロポーザル方式を採用しなかったのはなぜか。

中森環境施設整備室技監 長期の委託であれば考えられるが、今回は短期であり、簡単なシステムのため採用していない。見積もりとあわせ技術提案書を提出してもらい技術審査も行っている。

石田清廉委員 事故が起きた場合の責任の所在はどこか。

中森環境施設整備室技監 設計のミスによるものは川崎技研に補修してもらう。通常の運転管理でふぐあいが生じた場合は市が負担することもあるが、運転にミスがある場合は日本管財に補修してもらうことになる。

石田清廉委員 責任の所在の判断が難しいと聞いている。瑕疵担保期間は全て

川崎技研が補修してくれると判断していいのか聞きたい。

川上市民生活部長 第三者のモニタリング業者が責任の所在を判断する。

岩本信子委員 入札金額の差はどのようなものかわかるのか。

中森環境施設整備室技監 金額の差について検証はしていない。

小野泰委員 日本管財の運転管理の業務の体制はどうなるか。

中森環境施設整備室技監 23人体制で施設を運営するという見積もりになっている。

小野泰委員 23人体制はどのような配置か。

中森環境施設整備室技監 総括責任者1名、副総括責任者1名、事務員1名、運転班が4名の4班、プラットホームでの誘導2名、保守点検2名で合計23人体制となっている。

石田清廉委員 契約金額は4億824万円と聞いたが、入札結果と金額が違うのはなぜか。

中森環境施設整備室技監 入札は税抜き金額となっている。

石田清廉委員 現在、運転管理している市の職員はどうなるのか。

榎坂環境施設整備室長 人事に関することであり環境施設整備室が答える件ではないが、環境衛生センター内の他部署に配属されると聞いている。炉の運転8名とクレーンの1名が対象となる。

岩本信子委員 日本管財に市内の人が採用されたか。

中森環境施設整備室技監 23人全てが市内在住者かどうかはわからない。市内限定も難しい。職安でオープンに募集している。

岩本信子委員 入札のときに市内の方を優先的にと話したか。

中森環境施設整備室技監 入札の条件のときにそういう話はした。

吉永美子委員 瑕疵担保責任期間の3年間はどのような基準で決めたのか。

中森環境施設整備室技監 全国的に標準的な年数である。

吉永美子委員 自治体によって処理能力が違うが同じなのか。

中森環境施設整備室技監 処理能力の差によって瑕疵期間が変わるということはないと考える。焼却炉等の大小の差があるだけで痛みぐあいが変わることは考えられないと思っている。

吉永美子委員 どの業者であっても瑕疵担保期間は全国的に3年間と決まっているのか。

榎坂環境施設整備室長 3年間と決まっているものではない。プラントはいろいろなもので構成されているが、各部品などの瑕疵期間を考慮し、3年あれば設計、施工に由来するふぐあいも表面化するであろうと考え、私たちが決めた期間である。

吉永美子委員 プラントメーカーが常駐しているところもあるが、アフターフォローについて全国的に調査したか。

榎坂環境施設整備室長 市として調査はしていない。発注仕様書作成を依頼したが、そのコンサルタント会社が全国的にプラントを見て3年間と決めている。川崎技研についてはアフターケア、メンテナンスについても十分対応していただけるものと確信している。

岩本信子委員 モニタリング業者は本当に中立的な立場なのか。どうやって選定されたのか。何年ぐらいモニタリングを実施するのか。

榎坂環境施設整備室長 コンサルタントという言葉が何回も出て混乱しているので整理する。建設した業者が川崎技研。施工管理が東亜テクノロジー。発注者が市。この三者以外の清掃業に精通したコンサルタントがモニタリングを3年間実施する。

下瀬俊夫委員長 その業者名は。

榎坂環境施設整備室長 まだ入札を実施していないので言えない。

矢田松夫副委員長 管理運営委託の市の積算金額は幾らか。

川上市民生活部長 業務委託は予定価格を公表していない。

石田清廉委員 川崎技研と日本管財は非常に関係がある企業だと想定しているが、意図的な入札価格の操作があったと考えられても仕方がない。適正な競争がされたかどうか。

中森環境施設整備室技監 適正に入札が行われたと考えている。

三浦英統委員 積算根拠はなにか。

中森環境施設整備室技監 全国の維持管理をする団体が積算資料を持っているので、それに基づき積算をしている。職員の単価は山口県がないので広島県の単価を採用したと記憶している。

下瀬俊夫委員長 川崎技研の職員は瑕疵担保期間に現場にいないのか。

中森環境施設整備室技監 常駐する予定にはなっていない。モニターにより本社から現場が確認できるようなシステムを構築している。

下瀬俊夫委員長 瑕疵担保期間は現場に常駐し、何が起こってもいいような体制にしないのか。

中森環境施設整備室技監 モニタリングで一月に一回会議があるが、現場の様子や報告や意見交換をするように考えている。

下瀬俊夫委員長 川崎技研は現場を見ずにモニタリングの判断に従って対応、補修するのか。

中森環境施設整備室技監 性能に疑義が生じた場合、現場で確認は行う。必要に応じて現場を確認させる。

下瀬俊夫委員長 業務委託の場合、議会には報告だけでよいのか。何に決まっているのか。

川上市民生活部長 条例に基づく議決事項ではないということ。

下瀬俊夫委員長 金額は関係ないのか。

川上市民生活部長 条例で決められており、この管理運営委託は議決事項ではない。川崎技研が現場にいないことについて、中央制御室のデータやモニターが川崎技研の本社で見られるので、現場にいるのと同じような状況になっていると考えている。また必要に応じてモニタリングの会議に招集する。

2 所管事務調査 火葬場建設について

【議事の概要】

- ・ 11月18日の民生福祉常任委員会で「墓地埋葬等に関する法律の施行細則については県で定める」という執行部の発言があったが、この施行細則は平成24年に山口県から市に権限委譲されており、市が山口県の基準をそのまま引き継ぎ定めているとの謝罪、訂正があった。

【主な質疑】

下瀬俊夫委員長 墓地埋葬等に関する法律の施行細則だが、これに火葬場の条件も記載されているのか。

川上市民生活部長 火葬場の条件も記載されている。委譲された市については同じ細則を規定している。当初細則を規定する際に都道府県において、その地域にあった基準を規定しており、委譲を受けた市がそれを踏襲している。

岩本信子委員 細則は改正できるのか。

川上市民生活部長 可能ではあると思うが、山口県下の状況を見て、山口県の地域性を考えると、それを改正するとなると近隣市町の状況等を勘案してということになる。

岩本信子委員 山陽小野田市独自ということとは考えられないのか。

川上市民生活部長 山陽小野田市独自ということになると、地域性がどうかということになる。広く考えてもらいたい。前提として昔の建設省の基準がある。それをもとに決めたのが現在の細則である。独自に違う基準を定めるのはいかなものかと考えている。

岩本信子委員 つくる、つくらないは別として、独自のものができるのか。

川上市民生活部長 できないことはないと思うが、全く別のものをつくるという考えは持っていない。

下瀬俊夫委員長 この委員会では市民に身近な火葬場の建設という問題を考えている。執行部の考えとは距離がある。

吉永美子委員 火葬場は極力隠すという考えか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 県道から会葬者の出入りが見えないようにはしたいと考えている。

吉永美子委員 会葬者を隠すと考えているのはなぜか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 少しは見えてもよいが、全部見えるようにすることは考えていないということ。ドライブインの営業のこともある。

吉永美子委員 営業のことを言えば、迷惑をかけるということではなく、新しくしたら逆にそこが潤うようなことを考えてはどうか。

下瀬俊夫委員長 執行部と委員会で距離があるので、この議論をしても変わらないと思う。細則は市に委譲されたということを確認し、今後火葬場のあり方について意見交換を積極的にやっていきたいと思っている。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 具体的な話はないが、ドライブインの営業についても考慮する必要があるかとは思っている。また都市計画法に基づく区域の拡大をするが、その中には区域境界付近に緩衝的な緑地ということも盛り込んでいる。現時点では御理解をいただきたい。森に囲まれた緑の多い火葬場というイメージである。

岩本信子委員 緑地の中が散策できるようなものができると、市民にもいいと思うので参考にしてもらいたい。

石田清廉委員 斎場は迷惑施設というのも現実。斎場の中に入ると静かで緑に囲まれた、終えんの場所にふさわしいものをつくる。外から見たら斎場があるとわからない静かな環境の中につくるという意図か。

川上市民生活部長 おっしゃるとおり。また、都市計画の決定を受けなければならないが、これには県の指導もある。国土交通省の基準もある。全体的な面を考えてもらいたい。

岩本信子委員 死に対する市民の意識を変えていくことも必要。

木村環境課主査兼生活衛生係長 権限委譲は13市のみで、町には委譲されていない。当時、近隣の町と基準が違ってはいけないということで、極力県の基準をそのまま使ったほうが良いという話があった。

3 所管事務調査 個人番号カードについて

【議事の概要】

- ・平成25年5月に番号法が成立、公布
- ・マイナンバーとは住民票を有する全ての人が持つ12桁の個人番号で国、都道府県、市町村が持つ個人情報をマイナンバーにひもづけて、それが同一人の情報であることの確認を行うための基盤
- ・マイナンバー制では各種行政機関が情報連携を行い、申請者の手続負担が軽減される
- ・マイナンバーの利用範囲は社会保障分野、税分野、災害対策分野に限定されている

- ・ 27年10月から個人番号の通知が開始され、28年1月から個人番号の利用が順次開始され、個人番号カードの交付が開始される
- ・ 個人番号の通知、個人番号カードの交付は市町村の事務だが、市町村の事務負担、費用軽減のため、一括して地方公共団体情報システム機構が行い、市町村はその費用を機構に交付する。その交付金に対し全額国庫補助金が措置される
- ・ 住民基本台帳カードの新規発行は終了となる
- ・ 29年1月から国の機関での情報連携の開始、地方公共団体での情報連携は29年7月からが予定されている

【主な質疑】

三浦英統委員 番号カードの悪用防止対策はどうなっているか。

岡原市民課長 不正使用のおそれのある場合は、届けがあった時点で個人番号の変更が可能。

岩本信子委員 ささまざまな個人情報がデータとしてカードの中に入るのか。

岡原市民課長 カードのICチップの中には、基本の4情報（氏名、住所、生年月日、性別）と個人番号、顔写真が記憶されている。記録が蓄積されていくということはない。

岩本信子委員 カードを持って税務署に行くと、自分の申告書が見られるのか。

岡原市民課長 自分自身が自分の情報を見られるかという質問だと思うが、情報を確認できるのは事務を取り扱う職員である。将来的に個人番号を使い自分の情報がいつ、どのように使われたかという履歴は確認できるようになる。自分の情報が見られるようになるかは、現時点では不明である。

岩本信子委員 情報漏えいを防げるシステムになっているか。

岡原市民課長 アクセス権限のない者は情報を利用することができないし、アクセス履歴の保存も義務づけられている。また不正行為に対して厳罰化もしている。担当課として一番気をつけなければいけないのはヒューマンエラーだと思っている。

吉永美子委員 この制度によって、縦割り行政の弊害をなくすことができるという認識でよいか。

岡原市民課長 おっしゃるとおり。申請主義ということで、知らないがために給付を受けられなかったということがないように情報連携をしていく。公平な給付と負担の確保ということが図られる制度と考えている。

吉永美子委員 個人番号カードの発行数に目標数はあるか。

岡原市民課長 公的な身分証明書として有効なので、ピーアールしながら発行枚数をふやしていきたいと考えている。

吉永美子委員 目標は立てていないということか。

岡原市民課長 具体的な枚数は考えていない。事業計画書では年度当たり1,000枚としている。広報に努め、市民に浸透するよう頑張っていくたい。

吉永美子委員 持つメリットが大きくなるように、市独自の付加サービスを考えていただきたい。

岡原市民課長 安全性も考え、今後市全体の問題として検討していきたい。

岩本信子委員 具体的に戸籍や住民票をとるときにカードだけでとれるのか。

岡原市民課長 申請書を書かなくてもよいのかという質問ならば、申請書の記入は必要。本人確認はカードでできる。

4 行政視察について

【議事の概要】

- ・ 5月8日（金） 下関市 ふくふく子ども館の現地視察
- ・ 5月14日（木） 邑南町 日本一の子育て村構想、定住施策について
- ・ 5月15日（金） 三次市 斎場建設について（現地視察含む）

5 議会報告会について

【議事の概要】

- ・ 報告内容は平成27年度病院事業会計予算について
- ・ 原稿は石田清廉委員
- ・ 4月6日（月）午前10時から協議会を開催する

午前11時48分 散会

平成27年3月24日

民生福祉常任委員会委員長 下 瀬 俊 夫